

参加団体・参加者
募集中！

プロボノの手引き 【団体用】

R7年第1版



プロボノワーカーは、
自身が持つ専門的な知識・技術により、
地域の役に立ちたい！みなさんの役に立ちたい！
とされている方々です。

組織の運営や活動を行う上で、
お困りごとがあれば、
ぜひプロボノを活用してみてください！

【目次】

プロボノとは	1
プロボノのメリット	1
山口県のプロボノ事業について.....	2
プロボノを活用するには.....	4
・プロボノの大まかな流れ.....	4
・プロボノの詳細について.....	5
経費補助について	9
様式について	10
よくある質問	11
【参考】過去のプロボノ事例の紹介.....	12
お問い合わせ先	12

プロボノとは

ラテン語の「Pro Bono Publico」（公共善のために）が語源で、「仕事上身に付けた専門的な知識や技術を活かして社会貢献するボランティア活動」を意味します。

プロボノは、弁護士等の法律に携わる方々が、無料の法律相談等のボランティア活動を行ったのが始まりと言われ、現在では、様々な分野に広がっています。

【活動分野】

企画・事業開発、事務、会計・経理、人事（人材募集、育成）、研究・開発、営業・マーケティング、コンサルティング、ファシリテーション（会議進行）、ライティング（文章作成）、Web制作・デザイン、画像・動画編集、IT活用、広報 等

自分のスキルを活かしてプロボノに参加するボランティアの方々のことを、「プロボノワーカー」と呼称しています。

プロボノのメリット

✔ 新しい人とのつながりができる

チームを作って、一緒に課題解決に向けて取り組むことが多いため、職場や業種、地域を越えて、多くの人との出会いが生まれます。

✔ スキルの向上に結びつく

自分の力を社会で試すことができ、普段の仕事では得られない気づきや発想が生まれます。県民活動団体やプロボノワーカー同士の交流を通じて、専門外のことを学ぶ機会にもなります。

✔ やりがいを感じることができる

活動を通じて、自分の力がこんなに役に立つという達成感や充実感を感じることができます。

✔ 地域に貢献できる

自分のスキルを活かして、地域課題の解決に取り組む県民活動団体を支援することにより、「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現につながります。

山口県のプロボノ事業について

山口県では、県民活動団体（NPO 法人、ボランティア団体、コミュニティ活動団体等）が年間を通じてプロボノを利用できる体制を整備し、プロボノの活用により、団体の人材の育成・確保及び財政基盤の強化を図ることとしています。

事業概要

● 「プロボノワーカーバンク」の創設・運営

プロボノワーカーのスキルや知識を登録する人材バンクを創設し、運営します。

● ウェブサイトの作成・運営

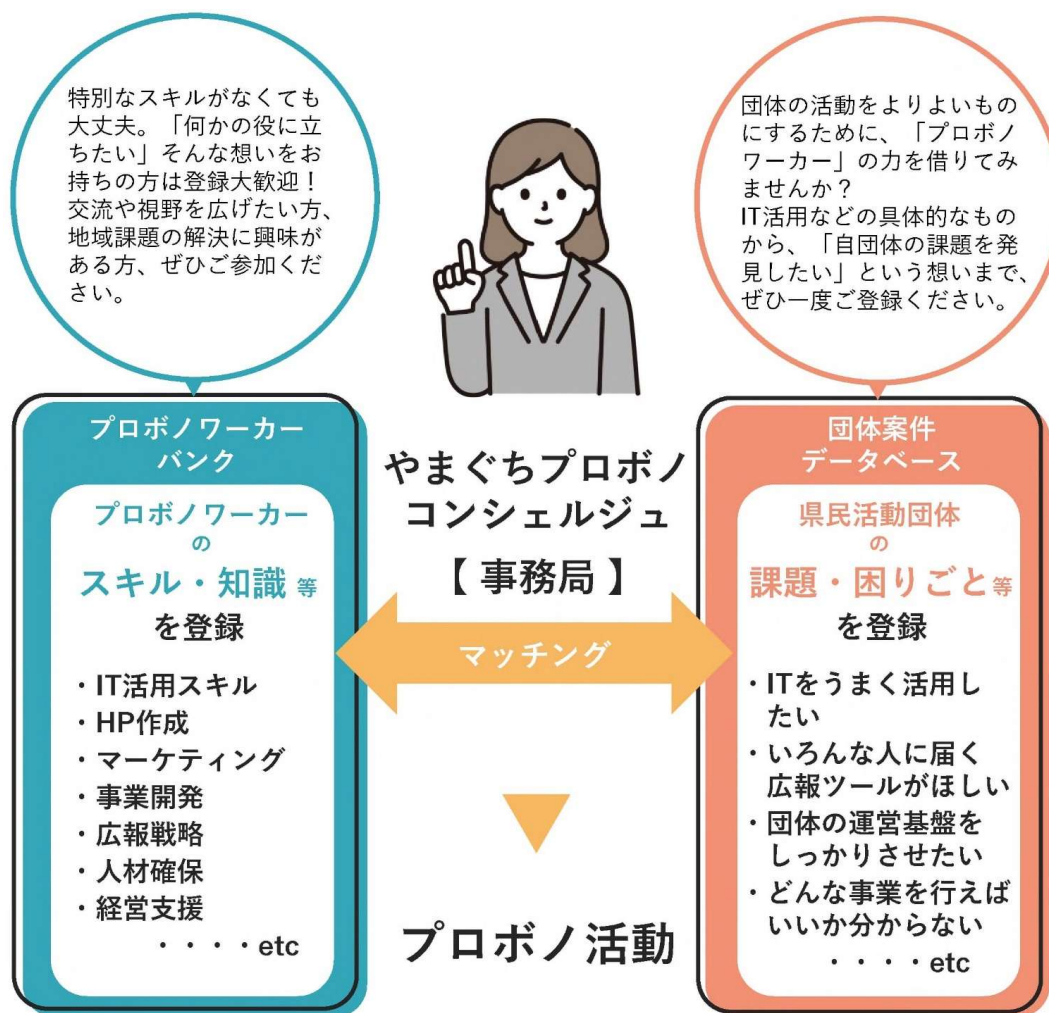
プロボノの情報発信と「プロボノワーカーバンク」への登録案内を行うウェブサイトを作成し、登録フォームを整備します。

● 「やまぐちプロボノコンシェルジュ」の配置

プロボノの利用を希望する団体の課題やニーズを把握・整理して、適任のワーカーとのマッチングを行い、プロボノ活動をサポートします。

● 活動報告会・交流会の開催

プロボノの普及啓発による参加促進を図るとともに、県民活動団体、プロボノワーカー、プロボノ希望者の交流を通じた人材育成を図ります。

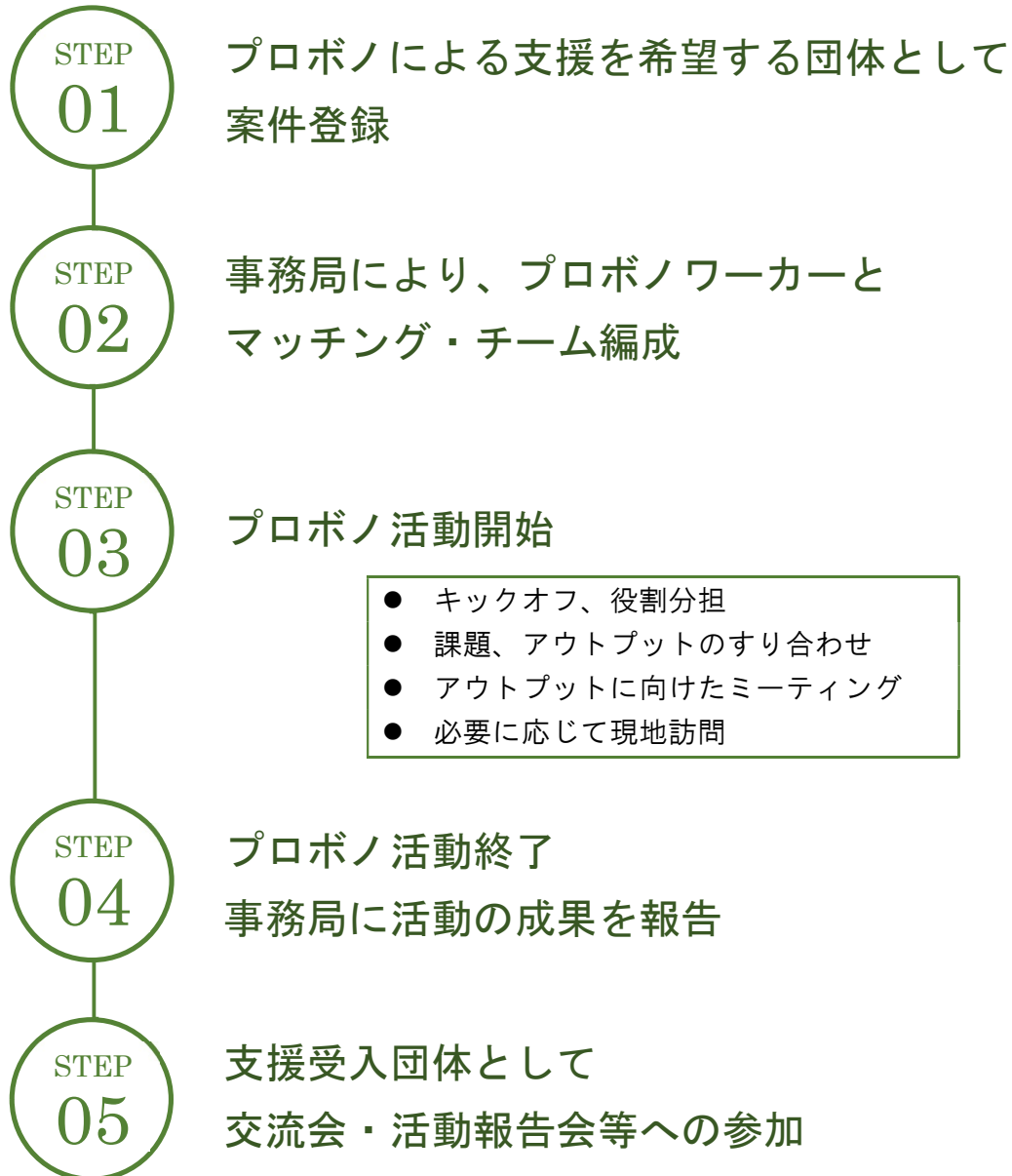


【支援内容例】

- ・オンライン事業の環境整備
- ・ITを活用した業務効率化への環境整備
- ・事業、収入の見直し改善
- ・助成金申請のノウハウづくり
- ・Webサイトの改善提案
- ・HP、SNS運用マニュアルの作成
- ・新規事業の提案
- ・後継の発掘、及び育成計画の提案

プロボノを活用するには

プロボノの大まかな流れ



活動を進めるにあたっては、事務局がサポートします。
お気軽にご相談ください。

プロボノの詳細について

STEP 01

プロボノによる支援を希望する団体 として案件登録

活動を行う上で抱えている課題を、プロボノを活用して解決したい！という県内の県民活動団体は、プロボノ支援団体募集ページから、支援を希望する内容の登録を行ってください。

○登録の流れ

- ・登録申込フォームに情報を入力/送信(県民活動団体)
- ・内容確認(事務局)
- ・団体案件データベースに登録(事務局)

○登録方法

URL または右の二次元コードからご登録ください。

<https://forms.gle/pNjRxQ3zXBhkXhQp6>

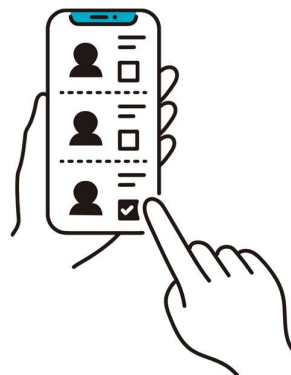


○登録項目

以下の項目をご登録ください。

【登録項目】

- ・団体名 ・担当者名 ・連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ・団体の取組概要 ・応募動機や解決したい課題 ・求める人物像
- ・プロボノ活動に関わることのできる団体の役員、スタッフ数
- ・オンラインツールの利用の可否 など



STEP

02

プロボノワーカーと マッチング・チーム編成

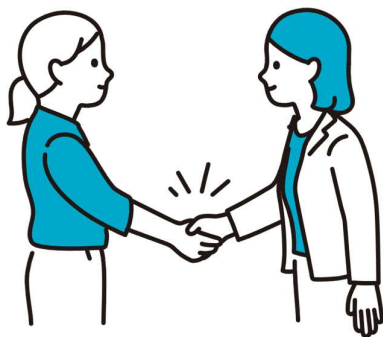
団体の抱える課題や、「プロボノワーカーバンク」に登録されたワーカーの情報（スキル等）をもとに、事務局が団体とワーカーのマッチングを行います。

また、各案件の支援内容に応じて、参加するワーカーの人数を事務局が決定し、団体とワーカーで《チーム》を編成します。チームにはワーカーの他にオブザーバーが参加する場合があります。

なお、案件ごとに支援期間（予定）を設定しますので、チームで協力しながら活動を進めてください。

【支援期間】

期 間	対象案件について
長 期 (3か月程度～)	課題解決に時間がかかると見込まれる案件については、3か月から半年程度の期間で課題解決を目指します。 マッチングは6月、9月に行います。
短 期 (～2か月程度)	短期間で課題解決が可能と思われる案件については、2か月程度の期間で課題解決を目指します。 マッチングは6月、9月に行います。
ワンデイ	1日で課題解決が可能と見込まれる案件や、まずプロボノを軽く体験してみたい場合を対象として、1日で課題解決を目指す「ワンデiproボノ」を行います。 マッチングは随時行います。



STEP
03

プロボノ活動開始

Zoomなどのオンラインツールを活用したり、現地に足を運んだりして、団体とワーカーで意見交換しながら活動を行ってください。

初回の顔合わせの際にワーカーは自己紹介、県民活動団体は抱えている問題点や課題の共有を行うようにしてください。また、ワーカーの中からまとめ役を選任するとともに、県民活動団体とワーカーの連絡方法、オンライン等の会議頻度(定期/終了後に都度決める等)を決めてください。

課題が多岐にわたる場合は、ワーカーを課題ごとに分けるなど工夫をしてください。

毎回、活動の開始時には、前回の内容の振り返り及び前回からの進捗状況の共有を行い、終了時には、次回に向けて実施・検討する内容を整理してください。

プロボノ活動を行った日は、団体とワーカーで相談の上、「活動記録表(様式1または様式2)」をその日の活動の最後に振り返りとして記載し、次回の活動開始時に前回の振り返りとして読み合わせを行うようにしてください。

なお、Zoom等オンラインツールの手配など、皆さんのプロボノ活動をサポートしますので、お気軽に事務局へご相談ください。

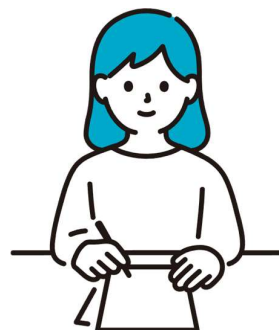


STEP
04

プロボノ活動終了 事務局に活動の成果を報告

団体の抱える課題が解決され、プロボノ活動が終了した際には、団体とワーカーで相談の上、「活動記録表（様式1または様式2）」を完成させ、成果物や活動写真等を添付して、活動終了後2週間以内に事務局にメールで提出してください。

※成果報告の内容については、ウェブサイト上に実績として掲載させていただきますので、ご了承ください。



STEP
05

支援受入団体として 交流会・活動報告会等への参加

プロボノのさらなる普及啓発や、参加者同士の情報交換によるプロボノスキルの向上を目的として、事業に関わった団体やワーカー等が参加できる、交流会・活動報告会を開催します。

開催日が決まり次第ご案内しますので、奮ってご参加ください。



経費補助について

【プロボノの活動経費補助】

プロボノ活動を円滑に実施するため、チームに対して活動経費を補助します。

- 支給要件：①「プロボノワーカーバンク」に登録したワーカーと団体がプロボノを行う際に生じた経費であること
②県事業によるプロボノ活用経験がないこと
- 対象経費：プロボノにかかる調査費、資料作成費、会場借上費、消耗品費、保険料等の必要経費
※什器備品等の設備購入・維持管理費は対象外
※備品とは取得価格が2万円を超える物品とする。
- 補助上限：1団体2万円（上限に達するまで回数制限なく支給）

申請方法 「活動経費補助申請書（様式4）」に必要事項を記入し、必ず領収書を添付して、事務局に提出してください。

【参 考：県外ワーカーの来県経費補助】

県外在住のワーカーについては、山口県に来県する際にかかる経費を補助します。

- 支給要件：①県外在住であること
②「プロボノワーカーバンク」に登録していること
③山口県内でプロボノを行うために来県すること
※事務局がマッチングした活動への参加に限る
④県事業によるプロボノ活用経験がない団体との活動であること
- 対象経費：居住地と山口県の往復交通費及び県内の宿泊費
（車移動の場合、高速代及び燃料代※が対象）
- 補助上限：1事業年度1人3万円（上限に達するまで回数制限なく支給）

申請方法 「来県経費補助申請書（様式3）」に必要事項を記入し、必ず領収書を添付して、事務局に提出してください。

※燃料代は実費精算ではなく、県の基準により事務局にて燃料費を計算し支給いたします。

【留意事項】

- 1日で課題解決を目指すワンデイプロボノは、経費補助の対象になりません。
- ワンデイプロボノは、経費補助の支給可否を判断する基準となる「県事業によるプロボノ活用経験」には含まれません。
- 経費補助の対象になるか分からない場合などは、事務局に事前にご相談ください。
- 他の補助制度と重複して使用することはできません。
- 予算がなくなり次第、経費補助を終了させていただきます。ご了承ください。

様式について

活動記録表・来県経費補助申請書・活動経費補助申請書の様式は、ウェブサイト上からダウンロードいただけます。

ウェブサイト：<https://kitene-yamaguchi.com>



よくある質問

Q プロボノ活動はどのくらいの頻度・期間で実施されますか？

A 支援を行う案件ごとに異なりますので、事務局にご相談ください。

Q プロボノワーカーと解決できる課題は一つだけでしょうか？

A まずは最優先の課題の解決に向けてプロボノ活動を進めてください。解決したい課題が複数ある場合や、話し合いの中で新たに課題が見つかった場合は、事務局までご相談ください。

Q 参加するにあたり、必要なものがあれば教えてください。

A Zoom で会議を実施する場合は、インターネットに接続できる PC/タブレット/スマートフォンが必要です。

Q 県民活動団体とプロボノワーカーとのコミュニケーションはどうしたらよいでしょうか？

A 各チームで効率的な手法を選択してください。LINE やメーリングリストを用いて実施したケースもあります。メーリングリストが必要な場合は事務局にて支援しますので、ご相談ください。

Q プロボノ活動の途中で相談がある場合はどうしたらよいでしょうか？

A 各活動を事務局がサポートしますので、お気軽にご相談ください。

詳しくはウェブサイトをご覧ください。

【参 考】過去のプロボノ事例の紹介

県内外から多くのプロボノワーカーの方々にご協力いただき、これまでに延べ67団体の課題解決に取り組みました。

過去の支援詳細については、ウェブサイトをご覧ください。

お問い合わせ先

事務局：特定非営利活動法人やまぐち県民ネット 21

(Ki・Te・Ne やまぐちプロボノ)

お問い合わせ E-mail：jimukyoku@kitene-yamaguchi.com

T E L ：0834-63-5596（担当：船崎）

発行：R7年5月